

特別養護老人ホームえびすの郷 ご利用料金の目安【ユニット型個室】

(1割負担の場合(加算含む)/ご利用料金は個別加算の有無などにより多少前後します。)

【令和6年11月1日現在】

(単位:円)

利用負担段階	要介護度	負担額 (加算含む) 月額	介護保険負担限度額				雑費等	合計金額
			居住費(月額×30日)		食費(月額×30日)			
			日額	月額	日額	月額		
第1段階 住民税世帯非課税で 老齢福祉年金を受給 されている方など	要介護1	26,760						67,160
	要介護2	29,190						69,590
	要介護3	31,790	880	26,400	300	9,000	5,000	72,190
	要介護4	34,250						74,650
	要介護5	36,640						77,040
第2段階 住民税世帯非課税で 合計所得金額と課税 年金収入額が80万 円以下の方	要介護1	26,760						69,860
	要介護2	29,190						72,290
	要介護3	31,790	880	26,400	390	11,700	5,000	74,890
	要介護4	34,250						77,350
	要介護5	36,640						79,740
第3段階① 住民税世帯非課税で 合計所得金額と課税 年金収入額が80万～ 120万円以下の方	要介護1	26,760						90,560
	要介護2	29,190						92,990
	要介護3	31,790	1,310	39,300	650	19,500	5,000	95,590
	要介護4	34,250						98,050
	要介護5	36,640						100,440
第3段階② 住民税世帯非課税で 合計所得金額と課税 年金収入額が120万 円超の方	要介護1	26,760						111,860
	要介護2	29,190						114,290
	要介護3	31,790	1,310	39,300	1,360	40,800	5,000	116,890
	要介護4	34,250						119,350
	要介護5	36,640						121,740
第4段階 世帯に住民税課税者 がおられる方	要介護1	26,760						140,510
	要介護2	29,190						142,940
	要介護3	31,790	2,066	60,750	1,600	48,000	5,000	145,540
	要介護4	34,250						148,000
	要介護5	36,640						150,390

【 当施設で算定している加算について 】

★印は全員の方に加算されます。★印のない加算は該当者の方のみとなります。

加算の名称	内容	基準単位
初期加算	入居した日から30日間算定。	30/日
★ 安全対策体制加算(入所時1回)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定。	20
★ 看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護職員を1名以上配置している場合に算定。	4/日
★ 看護体制加算(Ⅱ)	必要人員を配置し、入居者の状態が重度化しても対応できる体制を整備している場合に算定。	8/日
★ 夜勤職員配置加算(Ⅱ) ユニット型	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定。	18/日
★ 日常生活継続支援加算	重度の要介護状態や認知症の入居者が多く占める施設において、介護福祉士の資格を有する職員を手厚く配置していることへの評価。	46/日
★ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成、計画に基づき計画的に機能訓練を実施した場合	12/日
★ 個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容などの情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ実施のために必要な情報を活用している場合に算定。	20/月
★ 生活機能向上連携加算	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等のリハビリ職や医師が施設に訪問し、施設職員と共同で評価を行い個別機能訓練計画書を作成した場合。	100/月
★ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時以降3カ月ごとに評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出する。褥瘡発生のリスクがあるとされた入居者に対して計画書を作成、計画に基づきケアを実施する。計画書は3カ月に1回見直しをする。	3/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所などについて、褥瘡の発生のないこと。	13/月
★ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症や疾病の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定。	50/月
★ 協力医療機関連携加算Ⅰ	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合に算定。	100/月
★ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染対策向上に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定。	5/月
★ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)/(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを複数導入しており、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータのオンライン提出をしている場合に算定	100/月
★ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の賃金改善に係るもの。1カ月の利用総単位数の合計×14.0%×10.14(地域単価・円)×負担割合	
療養食加算	医師の食事箋により、療養食(糖尿病食、腎臓病食など)が提供された場合に算定。朝食・昼食・夕食に対して算定し、おやつは対象外である。	6/食
経口維持加算(Ⅰ)	医師の指示に基づき、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者ごとに経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に算定	400/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で、経口摂取を支援するために医師・歯科医師・歯科衛生士が加わり、観察や介護などを月1回以上行った場合に算定	100/月
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、施設利用時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食など)で、施設の栄養管理士が入院中の医療機関での栄養指導に同席し、再入所後の栄養管理について医療機関の栄養管理士と相談した場合に算定。1回限り	400/回
配置医師緊急時対応加算	看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合で、配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応出来る体制を確保している場合に算定	時間外325/回 早朝・夜間650/回 深夜 1,300/回
看取り介護加算	入居者又はご家族の同意を得て、看取り介護を行った場合に算定される。また、配置医師もしくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している場合に算定	死亡以前31日以上45日以下 72/日 死亡以前4日以上30日以下 144/日 死亡前日・前々日 780/日 死亡当日 1,580/日

【 その他 諸費用について 】

医療費	お薬代、受診費用などは実費請求	
理美容代	カット	2,000円
	カット+顔剃り	2,500円
	顔剃りのみ	1,000円
電気代	家電製品1品につき	60円/日
身の回り品	テレビは設置しておりませんので、必要な方はご準備ください。 車椅子等、移動補助具について、車椅子・歩行器は施設でもご用意していますが、一般的な既製品ですので、お持ちの使い慣れた物があればなるべくお持ちください。衣類は持参して下さい。ただし、洗濯は当施設でさせていただきます。	